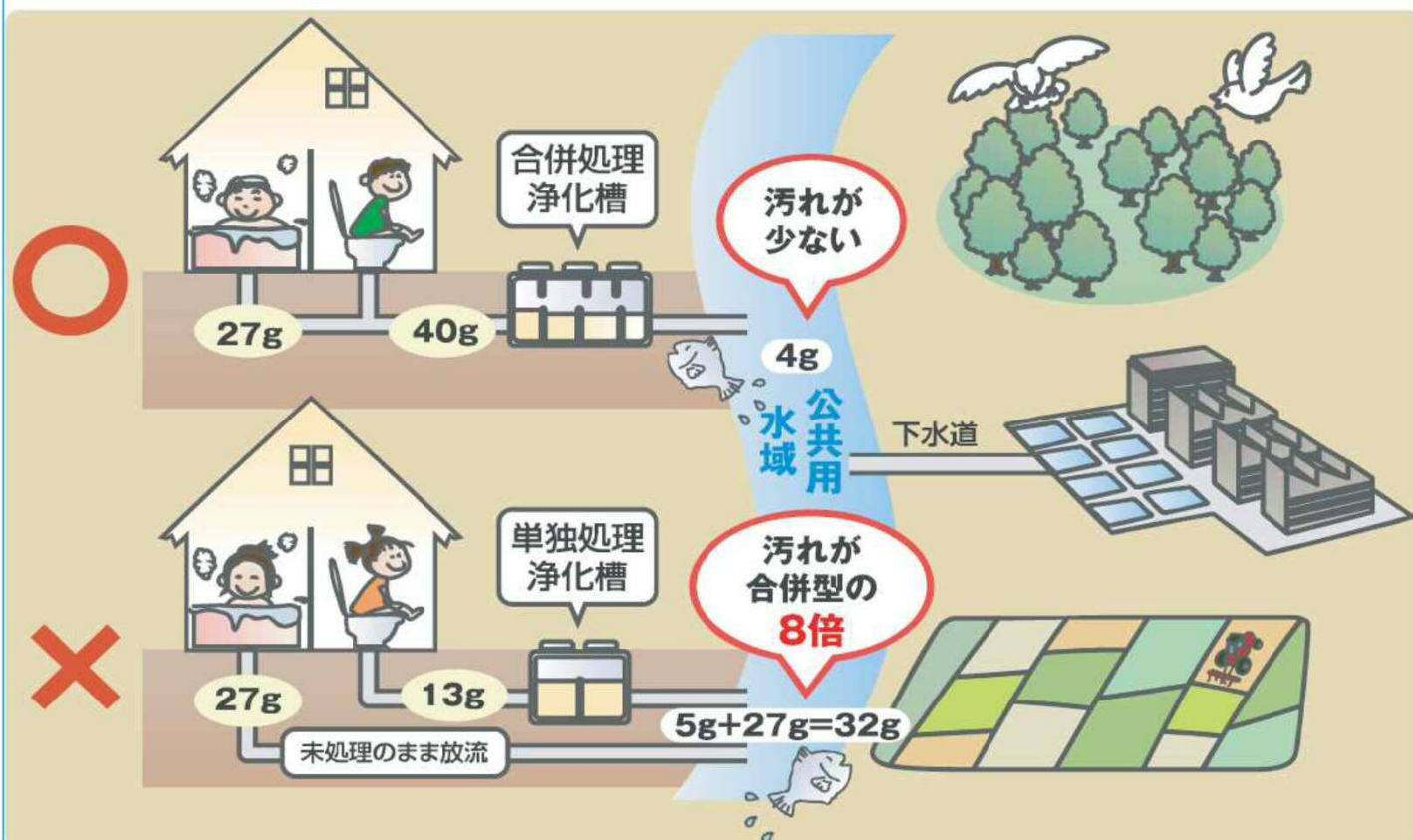


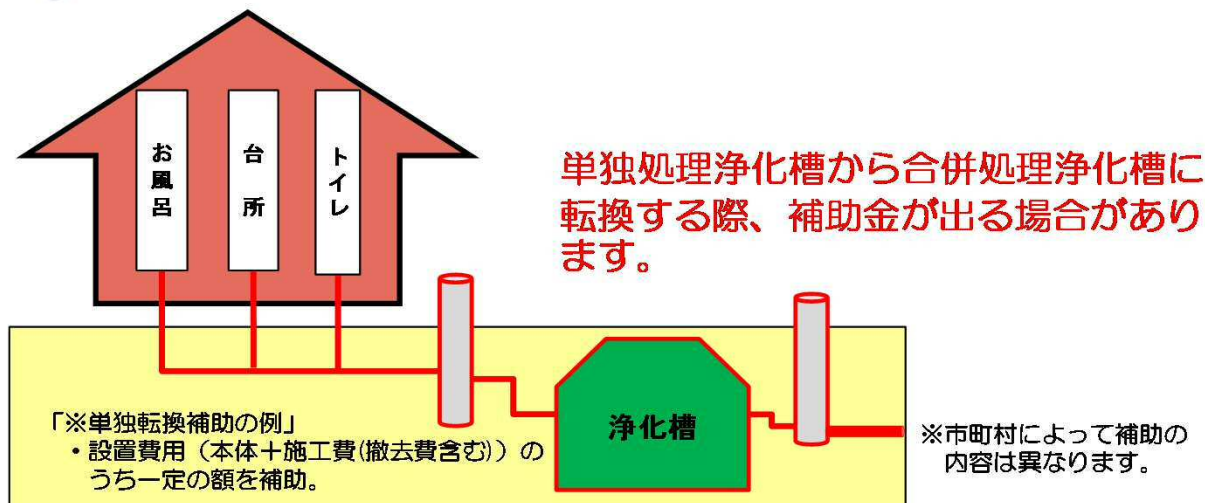
## 単独処理浄化槽を使用している皆様へ 合併処理浄化槽への転換のお願い

一人一日当たりの生活排水の汚濁物質( BOD 量 ) は  $40\text{g}$  と言われています。合併処理浄化槽は、この汚れを  $90\%$  以上取り除くことができ、単独処理浄化槽と比べると、河川などに放流する汚れの量を  $\frac{1}{8}$  まで少なくできます。環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換し、身近な水をきれいにしましょう!



「浄化槽法の一部を改正する法律(令和2年4月施行)」に規定が追加されました。

そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽について、都道府県知事が除却等の助言、指導、命令等を行うことができる。(附則第11条関係)



私たちが暮らして使った水をきれいにせず流すと・・・  
身近な小川、水路の水を汚してしまいます。



不快なおい

白く濁る

洗剤で泡が立つ

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え、  
身近な水をきれいにしましょう!

■専用住宅の汲み取り便所または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替える場合の補助限度額

対象者			個人	対象者			個人
浄化槽の設置及び 取得費用限度額	処理 対象 人員	5人	332,000円	単独処理浄化槽撤去費用限度額			90,000円
		6~7人	414,000円	配管工事費限度額 (建物の建て替えを伴うものは除く)			60,000円
		8~10人	548,000円	転換加算補助金限度額 (令和4年度~令和8年度に限る)			200,000円

- ※ 新築の専用住宅、市街地区域内店舗への合併処理浄化槽設置についても補助制度があります。
- ※ 合併処理浄化槽の老朽化や破損による更新は補助対象外です。
- ※ 合併処理浄化槽を設置しようとする方が伊賀市に住所を有する必要があります。

【お問い合わせ先】

伊賀市上下水道部 下水道課  
伊賀市ゆめが丘7丁目4番地の4 密0595-24-2137  
<https://www.city.iga.lg.jp/0000009833.html>



一般社団法人浄化槽システム協会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-32 芝大門ビル5階 Tel:03-5777-3611 Fax:03-5777-3613 <http://www.jsa02.or.jp>

【資料提供】環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

協力:エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社